

第5回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日(月) 午前9時～午前10時33分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 13名
会長 15番
会長代理 1番
委員 2番 4番 5番 6番 7番
8番 9番 10番 11番 12番 13番
4. 欠席委員 3番 14番
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (13件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (3件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 5件)
 - 日程第3 農地法第4条に規定による許可申請について (議案 2件)
 - 日程第4 農地法第5条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 2件)
 - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 3件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 局長補佐 管理調整係長 主任 事務補助員

- 議 長 それでは只今から、第5回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、宮田委員より所用のため出席できない旨の申出がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、9番〇〇委員と10番〇〇委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が13件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1ページです。①合意解約申出書13件です。番号1。貸人、鹿児島市 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町木場字越ヶ谷 〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外2筆の計3筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和3年5月1日から令和7年4月30日。耕作者が体力的に耕作できなくなったため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月31日です。番号2。貸人、始良市 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町木場字黒岩〇〇〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成29年6月23日から令和9年6月22日。解約の理由は耕作条件が悪いため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月19日です。番号3。貸人、湧水町米永 〇〇〇〇。借人、湧水町米永 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町米永字木場田〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 他3筆 計4筆で〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日。解約の理由は土地を贈与するため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月30日です。番号4。貸人 湧水町木場 〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇。土地の所在 湧水町木場字上佐牟田〇〇〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡ 他4筆 計5筆 計〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成29年2月1日から令和9年1月31日。解約の理由は耕作者を変更するため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和6年1月31日です。番号5。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇。土地の所在、湧水町木場字肥〇〇〇〇、地目は畑、面積は〇〇〇〇㎡ 他1筆 計2筆 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年5月1日から令和15年4月3日。解

約の理由は労働力不足のため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月31日です。番号6。貸人，湧水町木場 ○○○○。借人，○○○○。土地の所在 湧水町木場字肥○○○○，地目は畑，面積は○○○○㎡ 他4筆 計5筆 ○○○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日。解約の理由は労働力不足のため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月31日です。番号7。貸人，湧水町鶴丸 ○○○○。借人，湧水町鶴丸 ○○○○。土地の所在 湧水町鶴丸字竹田○○○○，地目は畑，面積は○○○○㎡ であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和4年5月1日から令和6年4月30日。解約の理由は規模縮小のため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月26日です。番号8。貸人，湧水町恒次 ○○○○。借人，湧水町恒次 ○○○○。土地の所在 湧水町恒次字蛭牟田○○○○，地目は田，面積は○○○○㎡ 他1筆 計2筆 ○○○○㎡ であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和2年4月24日から令和12年3月31日。解約の理由は鳥獣被害が有り，収穫が見込めないため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月31日です。番号9。貸人，湧水町川西 ○○○○。借人，湧水町鶴丸 ○○○○。土地の所在，湧水町川西字赤坂○○○○，地目は田，面積は○○○○㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和4年2月25日から令和14年2月29日。解約の理由は土地を売買したため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月30日です。番号10。貸人 湧水町米永 ○○○○。借人，湧水町米永 ○○○○。土地の所在 湧水町米永字平川○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日。解約の理由は耕作者の体調不良のため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年11月2日。番号11。貸人 湧水町木場 ○○○○。借人，湧水町米永 ○○○○。土地の所在 湧水町米永字西玉○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡ 他3筆 計4筆で○○○○㎡ であっせん等の希望は有です。契約の期間は令和2年3月25日から令和12年3月31日。解約の理由は土地を売買したため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年11月7日。番号12。貸人 湧水町木場 ○○○○。借人，湧水町北方 ○○○○。土地の所在 湧水町北方字中三鳥○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡ 他2筆 計3筆で○○○○㎡ であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和2年5月1日から令和7年3月31日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年11月3

0日。番号13。貸人 湧水町木場 ○○○○。借人, 湧水町木場 ○○○○。土地の所在 湧水町木場字踏切○○○○ 地目は畑 面積は○○○○㎡ 他1筆 計2筆で○○○○㎡ であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年1月30日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 4ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件です。番号1。権利取得者, 霧島市横川町 ○○○○。権利取得日, 令和5年6月2日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 米永山ノ坂 ○○○○ 地目は畑 面積は○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者, 愛知県 ○○○○。権利取得日, 令和5年7月20日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 米永島廻 ○○○○地目は田 面積は○○○○㎡ 他に7筆ございまして 田6筆 畑2筆 計8筆 合計面積○○○○㎡です。あっせん等の希望は有です。次に番号3。権利取得者, 湧水町木場 ○○○○。権利取得日, 令和3年12月11日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 木場内無 ○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡。他に4筆ありまして, 計5筆の○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。以上で事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第35号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 5ページです。日程第1 議案第35号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定 整理番号1号から27号です。下の表の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 34,738 ㎡, 畑 106,699 ㎡, 小計 141,437 ㎡です。次に6ページです。総括表になります。こちらも合計だけ申し上げます。賃貸借分については田 16,668 ㎡, 畑が 96,513 ㎡, 計 113,181 ㎡。使用貸借分につ

いては田 18,070 m², 畑 10,186 m², 計 28,256 m²です。合計で田が 34,738 m², 畑が 106,699 m²の計 141,437 m²です。詳細については7ページ以降に記載してありますのでお目通しください。以上です。

議 長 まず、整理番号1号から整理番号2号を審査します。整理番号1号から整理番号2号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、11番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号から整理番号2号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号2号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号2号については、承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号3号から整理番号4号を審査します。整理番号3号から整理番号4号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、7番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号3号から整理番号4号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号から整理番号4号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号3号から整理番号4号については、承認することに決定しました。〇〇委員の出席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 次に、整理番号5号から整理番号27号を審査します。整理番号5号から整理番号27号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号5号から整理番号27号については、

承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号5号から整理番号27号については、承認することに決定しました。以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第36号から議案第40号までの5議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 16ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第36号。権利，所有権移転。土地の所在，川添風呂元〇〇〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡。他に1筆ありまして計2筆の〇〇〇〇㎡です。渡人，鹿児島市 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数2。申請事由 規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第37号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字木場田〇〇〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡外に3筆ありまして，計4筆の〇〇〇〇㎡です。渡人 湧水町米永 〇〇〇〇。受人 湧水町米永 〇〇〇〇。労力総数3。申請事由は親子間の譲与です。次に議案第38号。権利，所有権移転。土地の所在，恒次字平下〇〇〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人，霧島市国分 〇〇〇〇。受人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数4。申請事由 規模拡大。親戚間の贈与です。次に議案第39号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字新替〇〇〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人，湧水町川添 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇です。労力総数2。申請事由は親戚間の贈与です。次に議案第40号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字中三鳥〇〇〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡。他に3筆ありまして田3筆 畑1筆の 合計面積が〇〇〇〇㎡です。渡人，大阪市 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由 親戚間の贈与です。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は，湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず議案第36号について審議します。議案第36号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

8番 8番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第36号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で，

現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の8ページから10ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田および畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第36号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第36号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に議案第37号について審議します。議案第37号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4番 4番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第37号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の4ページから6ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第37号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第37号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に議案第38号について審議します。議案第38号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4番 4番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第38号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議

案参考資料の4ページ，7ページ，8ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はあります。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第38号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第38号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に議案第39号について審議します。議案第39号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

7 番 7番〇〇が報告します。今回初めての現地調査ということで，不慣れな点も多くご迷惑をおかけすることが多々あると思いますが，ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。それではご説明いたします。農地法第3条に係る 議案第39号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の4ページ，9ページ，10ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はあります。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第39号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第39号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に議案第40号について審議します。議案第40号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

7 番 7番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第40号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については，別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の4ページ，11ページから14ページをご参照ください。

調査事項の中で、現況地目は田及び畑です。地域との調和要件は、すべて整っており、特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第40号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第40号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 以上で、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを終わります。

議長 次に、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第41号から議案第42号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 18ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第41号、土地の所在 木場字城ヶ尾〇〇〇〇 地目田 農振内。面積〇〇〇〇㎡。地種は2種。申請人は、湧水町木場 〇〇〇〇。形態は転用。用途は山林。申請事由は、水利が無く(天水田)、前耕作者が数年前から耕作放棄し、原野化しているため、山林に転用したい。次、議案第42号、土地の所在 米永字下床並〇〇〇〇 地目畑 農振外。面積〇〇〇〇㎡。地種は2種。申請人は、湧水町米永 〇〇〇〇。形態は転用。用途は通路。申請事由は、県道55号より〇〇〇〇及び〇〇〇〇の宅地までの通路(道路)として使用したい。以上です。

議長 順を追って審議します。まず議案第41号について審議します。議案第41号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7番 7番〇〇が報告します。農地法第4条に係る 議案第41号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の15ページから18ページ を参照してください。周囲の状況は、北は原野、東は山林、南は田、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありませんと思ったのですが、先ほどこの質疑をする前に中尾委員より意見をもらったので後ほどご審議ください。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、植林配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に關しての調査意

見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長

只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

10 番

10番〇〇です。前耕作者が数年前から耕作を放棄していると記載がありますが、元々、〇〇さんの土地だったのか。そこを〇〇さんが貸して耕作者が放棄地にしたのか。説明をお願いします。

事務局

これについては、今年1月に3条により〇〇さんから〇〇さんに所有権が代わっている状態になります。高齢による耕作不能ということで、譲渡人から〇〇さんに3条で売買をしたということです。

10 番

3条で購入されたということであれば、荒廃していた農地を購入したということですか。それは大丈夫なのですか。

事務局

当初の3条許可ですが、許可要件としては耕作することが条件となります。それが、許可してから1年もしないうちに転用申請が出てくるのは問題があると思いますので、事務局で申請人に聞き取りをしたいと思います。そのため、今回の申請については保留にさせていただければと思います。

2 番

この問題ですが、1年前に3条許可がなされたということですが、なぜ当初から5条申請がなされなかったのか。3条許可が出てから、すぐに5条許可は出せないと思います。それについては、〇〇さんはよくわかっていたのではないかと思います。これについては保留にして、本人の話を聞いたらどうですか。

事務局

事務局で、本人から話を聞いてみたいと思います。

1 番

この場所はよく知っているのですが、3条申請の時は、耕作しようと思えばすぐ耕作できるような状況でした。現在も同じ状況です。ただし、水源がありません。この申請地のすぐ上に、〇〇さんの水田があるのですが、そこは池を掘って、ポンプでいつも水が使用できる状況です。この土地は、畑としては使用できる場所です。この申請をされる時期が悪いと思います。せめて3年から5年くらい経過してから、申請をされたほうがよかったのかなど。この3条申請については、私は、間違いはなかったと思います。以上です。

8 番

8番〇〇です。今の1番委員の説明でよくわかりましたが、その3条申請の時点で間違っていなかったということです。しかし、この申請理由によると、「前耕作者が数年前から耕作放棄し」と記載されているので、その時点ではそのような理由で私たちが3条許可を出したのだらうなと思ったのですが、今の説明では、それが違っているようです。この申請理由で、「前耕作者」の部分が引っかかるころだと思っています。まだ10ヶ月くら

いしか経過していないので、そこを事務局で十分注意してから、この4条申請をすれば何も問題なかったかもしれないと思います。

事務局 事前の審査については、事務局がまずかったと思います。申請者に事情を十分聴いて、総会で報告したいと思います。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議長 只今の案件については、意見が割れているようでございます。一応保留にして、本人に再度確認をしてから、来月再度審議をしたいと思いますが、よろしいですか。ご質問ご意見等なければ、議案第41号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第41号につきましては、保留とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第42号について審議します。議案第42号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1番 1番〇〇が報告します。農地法第4条に係る議案第42号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の15ページ、19ページから22ページを参照してください。周囲の状況は、北は雑種地、東は宅地及び畑、南は宅地及び道路、西は田です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、始末書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第42号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第42号につきましては、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。

議 長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。議案第43号から議案第44号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 19ページです。日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第43号。権利，所有権移転。所在，般若寺 字 瀬戸〇〇〇〇。登記簿地目畑。農振外。〇〇〇〇㎡。2種農地。渡人，東京都 〇〇〇〇。受人，湧水町北方 〇〇〇〇。用途山林。申請事由，近年は耕作れておらず，耕作が不便な場所であるため山林にしたい。次，議案第44号。権利，所有権移転。所在，米永 字 下床並 〇〇〇〇。他にもう1筆ありまして，計2筆で〇〇〇〇㎡。登記簿地目田。農振外。〇〇〇〇㎡。2種農地。渡人，湧水町米永 〇〇〇〇。受人，湧水町恒次 〇〇〇〇。用途駐車場。申請事由，現在，隣地で中古車展示場を行っているが，現敷地面積では不十分なため，今回申請地に駐車場を整備しようとするものです。以上です。

議 長 順を追って審議します。まず議案第43号について審議します。議案第43号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

8 番 8番〇〇が報告します。農地法第5条に係る議案第43号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の23ページから26ページをご参照ください。周囲の状況は，北は雑種地，東は宅地，南は宅地，西は田です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，位置図・配置図，被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関する調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。指導事項としまして，隣接地に宅地があることから，くぬぎと宅地の幅を広くとるように指導いたしました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第43号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第43号につきましては、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第44号について審議します。議案第44号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1番〇〇が報告します。農地法第5条に係る議案第44号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の27ページから30ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は道路、南は通路及び道路、西は田及び畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。指導事項としまして、1579-1については盛土につき土砂流出のないように管理すること。1575-1については道路の側溝上を使用するため建設課の道路占用を行うよう指導しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第44号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第44号につきましては、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第45号から議案第47号までの3議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 20ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第45号。願出人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、木場字外堀〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇〇㎡。他1筆ありまして、計2筆の合計面積〇〇〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、昭和63年頃、農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基

準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号、第5号、第9号です。次に議案第46号。願出人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在、木場字大坪○○○○、地目は畑、面積○○○○㎡。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、平成元年頃、農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号、第9号です。議案第47号。願出人、湧水町木場 湧山文隆。土地の所在、木場字諏訪○○○○、地目は畑、面積○○○○㎡。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、昭和55年頃より山林化している。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第3号、第4号です。以上です。

議長 順を追って審議します。まず、議案第45号について審議します。議案第45号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

7番 7番○○が報告します。非農地証明願いに係る議案第45号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の31ページから37ページをご参照ください。調査意見は、昭和63年頃農地法の許可を得ないで植林し山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第5号、第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第45号については調査委員の報告は非農地判定相当ということですので。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案45号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第46号について審議します。議案第46号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1番 1番○○が報告します。非農地証明願いに係る議案第46号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の31ページ、38ページから40ページをご参照ください。

調査意見は、申請地は平成元年頃農地法の許可を得ないで植林し山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告又は事務局の説明に対し、ご質問ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第46号については、調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案46号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第47号について審議します。議案第47号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

4 番 4番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第47号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の31ページ、41ページから43ページをご参照ください。調査意見は、昭和55年頃より山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第3号、第4号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第47号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案47号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は全部終了いたしました。これで、第5回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時33分